二　二等無人航空機操縦士　次のイからハまでに掲げる試験の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額（当該者が次のイからハまでに掲げる試験のうち二以上の試験を受けようとするときは、当該二以上の試験についてイからハまでに定める額の合計額）

イ　身体検査　前号イに定める額

ロ　学科試験　八千八百円

ハ　実地試験　八万四千二百円を超えない範囲内において、無人航空機の種類又は飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

2　法第百三十五条第一項第二十九号に掲げる者が無人航空機操縦者技能証明書に関し同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、三千円とする。

（無人航空機操縦者技能証明書の再交付に係る手数料の額）

第十四条　法第百三十五条第一項第三十号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千八百五十円とする。

（無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新に係る手数料の額）

第十五条　法第百三十五条第一項第三十一号に掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千八百五十円とする。

（無人航空機操縦者技能証明についての限定の変更に係る手数料の額）

第十六条　法第百三十五条第一項第三十三号に掲げる者が法第百三十二条の五十二第二項において準用する法第百三十二条の四十七第一項の試験に関し法第百三十五条第一項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　無人航空機の種類に係る限定のみを変更しようとする場合　次のイ又はロに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　一等無人航空機操縦士　次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額（当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額）

(1)　身体検査　第十三条第一項第一号イに定める額

(2)　実地試験　九万千円を超えない範囲内において、無人航空機の種類及び飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

ロ　二等無人航空機操縦士　次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額（当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額）

(1)　身体検査　第十三条第一項第一号イに定める額

(2)　実地試験　四万六千二百円を超えない範囲内において、無人航空機の種類に応じ、国土交通省令で定める額

ロ　二等無人航空機操縦士　次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額（当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額）

(1)　身体検査　第十三条第一項第一号イに定める額

(2)　実地試験　四万二千四百円を超えない範囲内において、無人航空機の種類に応じ、国土交通省令で定める額

二　無人航空機の飛行の方法に係る限定のみを変更しようとする場合　次のイ又はロに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　一等無人航空機操縦士　次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額（当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額）

(1)　身体検査　第十三条第一項第一号イに定める額

(2)　実地試験　四万四千八百円を超えない範囲内において、無人航空機の飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

ロ　二等無人航空機操縦士　次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額（当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額）

(1)　身体検査　第十三条第一項第一号イに定める額

(2)　実地試験　四万千八百円を超えない範囲内において、無人航空機の飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

三　前二号に掲げる場合以外の場合　次のイ又はロに掲げる資格の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ　一等無人航空機操縦士　次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額（当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額）

(1)　身体検査　第十三条第一項第一号イに定める額

(2)　実地試験　九万千円を超えない範囲内において、無人航空機の種類及び飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

ロ　二等無人航空機操縦士　次の(1)又は(2)に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額（当該者が(1)及び(2)に掲げる試験のいずれも受けようとするときは、(1)及び(2)に定める額の合計額）

(1)　身体検査　第十三条第一項第一号イに定める額

(2)　実地試験　八万四千二百円を超えない範囲内において、無人航空機の種類及び飛行の方法に応じ、国土交通省令で定める額

2　法第百三十五条第一項第三十三号に掲げる者が無人航空機操縦者技能証明書に関し同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二千八百五十円とする。

附　則

この政令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月五日）から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百五十八号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百六十三号を第四百六十四号とし、第四百六十二号を第四百六十三号とし、第四百六十一号の次に次の一号を加える。

四百六十二　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）

附　則

この政令は、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）の施行の日（令和四年十二月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄